

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 1 日

各医療機関の長 様

佐賀県国民健康保険団体連合会

審 査 課 長

平成 23 年度以降の診療報酬及び乳幼児医療の総括票の取扱いについて（依頼）

このことについて、平成 23 年度以降、紙請求分の総括票につきましては、別添総括票を印刷のうえ、ご使用くださいますようお願いいたします。

なお、各総括票の記入方法等につきましては、別添記入方法等をご参照ください。（乳幼児医療総括票は、社保分のみ記入に変更）

また、本会ホームページにも各総括票を掲載しておりますのでご利用ください。

佐賀県国民健康保険団体連合会
担 当：審査課
TEL：0952-26-4183